

核持ち込みの「密約」の廃棄と非核三原則の実施を求める意見書

広島と長崎に原爆が投下されてから65年が経つ今でも、世界にはたくさんの核兵器が保有されている。昨年、オバマ米大統領が「核兵器のない世界の実現を」というメッセージを世界に発信したが、その願いは、唯一の被爆国である日本国民だけでなく、世界の多くの国々や人々共通の目標になってきた。5月には、ニューヨークで核不拡散条約（NPT）再検討会議が行われるが、核廃絶に向けた具体的取り組みが注目されている。

このような情勢の中で、外務省は9日、日米間の4つの「密約」に関する「有識者委員会」の調査報告書を公表したが、この調査で、1960年の安保条約改定に伴う核兵器持ち込み「密約」に関して藤山愛一郎外相とマッカーサー駐日大使が交わした「討議の記録」（Record of Discussion）の写しが発見され、その存在が認められた。

「密約」の内容は、日本国民が知らない間に米軍の核兵器が艦船などに積載されて日本の領海や領空に持ち込まれる場合に、日米間の「事前協議」の対象としないという合意だった。「討議の記録」は、それ自体が核持ち込みの密約であったことや日米安保条約の一部として取り扱われた両国政府間の公式文書であったこと。また、1963年の大平外相とライシャワー駐日大使との会談でも「討議の記録」の解釈の再確認がされたことなどからも、核持ち込みの「密約」が存在していたことは明らかである。

ところが、「報告書」では、「日米両国間には核搭載艦船の寄港が事前協議の対象か否かにつき明確な合意はない。」と核持ち込みの「密約」の存在を否定する一方、「核搭載艦船を事前協議なしに寄港することを事実上認めた」としているが、これでは日本国政府は、条約がないのにアメリカの無法な核持ち込みを黙認していたということになり、重大な問題が生ずる。核兵器の持ち込みを禁止している非核三原則に背くことになる。

よって、政府は、核持ち込みの「密約」の存在を認め、廃棄すること。そして、唯一の被爆国として「国是」としている非核三原則（核兵器を持たず、作らず、持ち込まず）の実施を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。